

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**
[1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】6.39km²
【人口】82,258人
【うち65歳以上】19,947人
【高齢化率】24.2%
※令和8年1月1日時点

背景・経緯

- ・ **検討開始時期**：令和6年6月頃
- ・ **取組開始時期**：令和7年10月
- ・ **開始に至る経緯**：判断能力があり経済的な不安をもつ単身高齢者等が身近に使える制度がなく、相談があっても十分な支援ができなかったため、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画で身寄りのない市民等への支援体制の強化を重点取組とし、持続可能な権利擁護支援モデル事業を実施できないか検討を開始。

事業概要、実施スキーム

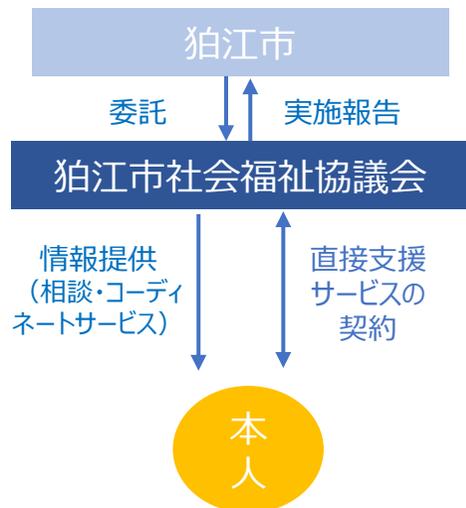
【事業概要】

高齢者が身寄りの有無にかかわらず安心して地域生活を送ることができるよう支えるとともに、本人の意思に基づき、安心して老後を迎えることができるよう、単身高齢者等の相談を受け、必要な情報提供・助言を行う「相談・コーディネートサービス」と、民間事業者によるサービスの利用等が困難な高齢者等に対して、定期的な見守りや施設入所を含む福祉サービスの利用援助、入院時の支援等を、契約に基づき提供する「直接支援サービス」を一体的に実施している。

【利用者の要件】(※相談・コーディネートサービスは要件なし)

- ・ 狛江市内にお住まいの方
- ・ 65歳以上の方
- ・ 支援を望めるご親族等がない方
- ・ ご自身の意思で契約内容を判断できる方(判断能力を有する方)
- ・ 所得要件等を満たす方
 - ・ 住民税が非課税又は課税総所得金額が1,600,000円以下
 - ・ 不動産収入がない
 - ・ 生活保護受給者でない
 - ・ 負債がない(住宅ローンは除く)
 - ・ 資産30,000,000円以下(居住用不動産を除く)

※上記所得要件等に該当しない場合でも対象となる場合あり



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

狛江市

- 実施主体
- 実施報告の受付

狛江市社会福祉協議会(受託)

<相談・コーディネートサービス>

- 市民の相談受付
- 協力事業者のリストアップ
- 民間事業者等の情報提供、助言

<直接支援サービス>

- 市民と契約を締結
- 契約に沿った支援サービスの実行

【法律専門職等(民間事業者)】

- 社会福祉協議会の紹介を受けて、市民と契約締結、サービス提供

【利用者(市民)】

<相談・コーディネートサービス>

- 社会福祉協議会へ相談し、民間事業者等の情報提供、助言等を受ける

<直接支援サービス>

- 社会福祉協議会と契約を締結し、契約に沿った支援サービスを受ける

基本指標 (R7.12時点)

【自治体】狛江市

- ・ 予算：568.1万円 (令和7年度)

【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】

- ・ 常勤：1人 (包括的な相談・調整窓口の整備と総合的な支援パッケージを提供する取組を一体の事業で行っているため兼務)
- ・ 非常勤：なし
- ・ 相談対応者の要件：社会福祉士等の福祉専門職
- ・ 利用者負担 (目安)：
 - ・ 日常生活の見守り及び意思決定支援 月額1,000円
 - ・ 施設入所支援・入退院支援/生活支援サービス (福祉サービス利用援助・日常的金銭管理) 1回60分まで1,700円 以降30分ごとに850円加算
 - ・ 生活支援サービス (書類の預かり) 月額1,000円

【事業の実績】(令和7年10月から12月実績)

- ・ 相談件数：延べ21件
- ・ 支援プラン作成者：7件
- ・ フォロー中人数：1件

工夫、配慮等

【対応における工夫・配慮】

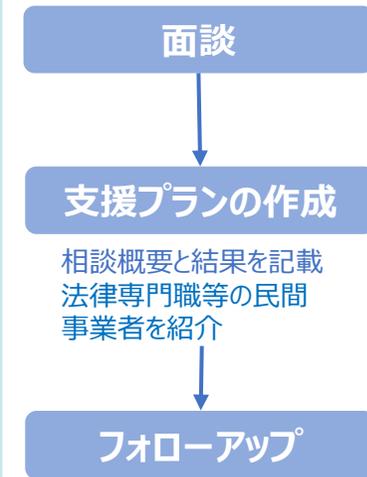
- ・ 窓口に来れない場合は本人宅で相談を受けるほか、希望により個室で相談を受けることも可能にしている。
- ・ 重要事項説明書を用意し、契約書内でどのようなサービスを利用料いくらで受けることができるのか、また預託金については、どのように使われるのかを明記している。
- ・ 支援は契約に基づくもののみとし、個々の契約に関しては、専門職等が委員として構成する契約審査会で全て審査の上、契約を結ぶ。
- ・ 預託金や現金の取り扱い、サービスの提供については、社会福祉協議会で取扱要領を作成し、委託元の狛江市が定期的に要領等に基づき、適正な金銭管理、事業執行を確認する。

【効果】

- ・ 現段階の効果としては、ケアマネジャーから気になっているケースをつないでいただくことで、潜在的にこの事業を必要と感じている方の相談等に応じ、必要な支援へつなげることができる大きな効果と考える。
- ・ 関係機関から単身高齢者等支援事業が必要となりそうな方をつないでいただき、適切な支援等のアドバイスをすることができた。また、社会福祉協議会が直接支援サービスを展開することで、サービスの選択肢が増えた。

利用の流れ

〈相談・コーディネートサービス〉

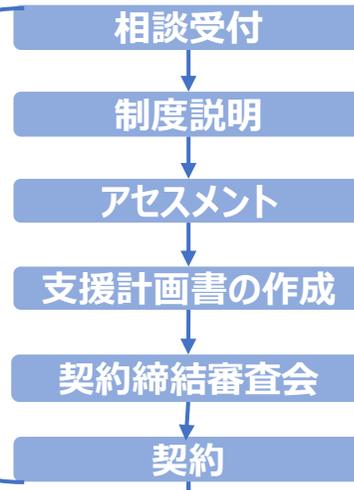


相談概要と結果を記載
法律専門職等の民間
事業者を紹介

経過確認

平均
4
か月

〈直接支援サービス〉



提供サービス

安否確認・定期訪問

電話や訪問による日常生活
の見守り
意思決定支援

選択サービス

福祉サービス利用援助
日常的金銭管理サービス
入退院時の支援
書類等預かりサービス

現状の課題、今後の展開

- ・ 本事業の相談内容をもとに日常生活自立支援事業へつなぐことができたケースがあった。日常生活自立支援事業の所管部署と同一であったからこそできたこととも言えるが、今後、本事業の相談者や契約者が増えてきた時に、現状の体制で行うことは難しいと考えられるので、適正な人員配置をできるか、財源が課題。
- ・ 「緊急連絡先になれるか」「どこまで責任を持てるのか」といった質問を現場からもらうので、できること・できないことを明確にしつつ、地域の専門職とどう連携して支えるか、その仕組みづくりが現在の大きな課題。
- ・ 死後事務の担い手がおらず、本事業だけでは解決が難しい。